

# バリアフリー新法の特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準

移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第112号)

駐車場名 \_\_\_\_\_

<p>第1条 (趣旨)</p>	<p>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第11条第1項の規定に基づく移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準は、駐車場法(昭和32年法律第106号)、駐車場法施行令(昭和32年政令第340号)及び駐車場法施行規則(平成12年運輸省・建設省令第12号)に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。</p>
<p>第2条 (路外駐車場車いす使用者用駐車施設)</p>	<p>特定路外駐車場には、車いすを使用している者が円滑に利用することができる駐車施設(以下「路外駐車場車いす使用者用駐車施設」という。)を一以上設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車(いずれも側車付のものを除く。)の駐車のための駐車場については、この限りではない。</p> <p>路外駐車場車いす使用者用駐車施設について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>幅員を3.5m以上確保しているか</li> <li>車いす使用者用駐車施設の表示をしているか</li> <li>第3条第1項に定める路外駐車場移動等円滑化経路の長さが出来るだけ短く設置されているか</li> </ul>
<p>第3条 (路外駐車場移動等円滑化経路)</p>	<p>路外駐車場車いす使用者用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち一以上を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路(以下「路外駐車場移動等円滑化経路」という。)にしなければならない。</p> <p>路外駐車場移動等円滑化経路について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>経路上に段差を設けてはいないか</li> <li>経路上に段差を設ける場合は、傾斜路を併設しているか</li> <li>経路を構成する出入口の幅は80cm以上確保されているか</li> <li>経路を構成する通路は             <ul style="list-style-type: none"> <li>幅は120cm以上確保されているか</li> <li>50m以内ごとに車いすの回転に支障がない場所を設けているか</li> </ul> </li> <li>経路を構成する傾斜路は             <ul style="list-style-type: none"> <li>幅は120cm以上確保されているか(段に代わるもの)</li> <li>幅は90cm以上確保されているか(段に併設するもの)</li> <li>勾配は1/12を超えてはいないか</li> <li>勾配は1/8を超えてはいないか(高さが16cm以下のもの)</li> <li>高さが75cmを超えるもので、勾配が1/20を超えるものにあつては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以内の踊場を設けているか</li> <li>勾配が1/12を超え、または、高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える傾斜がある部分には手すりが設けられているか</li> </ul> </li> </ul>
<p>第4条 (特殊の装置)</p>	<p>前2条(第2条、第3条)の規定は、その予想しない特殊の装置を用いる特定路外駐車場については、国土交通大臣がその装置が前2条(第2条、第3条)の規定による構造または設備と同等以上の効力があると認める場合においては適用しない。</p>